

## 医療法人社団 藤中整形外科 料金表 (2024年6月1日～)

指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、当該指定通所リハビリテーションが法定代理サービスである時は、下記の利用料の1割、2割および3割とする。

### <介護予防通所リハビリテーション>

料金表						最大利用回数
区分	基本単位	基本料金	負担(1割)	負担(2割)	負担(3割)	
要支援1	2,053単位/1月	22,336円	2,234円	4,468円	6,701円	週1回
要支援2	3,999単位/1月	43,509円	4,351円	8,702円	13,053円	週2回

### <通所リハビリテーション>

料金表						最大利用回数
区分	基本単位	基本料金	負担(1割)	負担(2割)	負担(3割)	
要介護1	366単位/1日	3,982円	399円	797円	1,195円	週2～3回
要介護2	395単位/1日	4,297円	430円	860円	1,290円	
要介護3	426単位/1日	4,634円	464円	927円	1,391円	
要介護4	455単位/1日	4,950円	495円	990円	1,485円	
要介護5	487単位/1日	5,298円	530円	1,060円	1,590円	

短期集中個別リハビリテーション実施加算	110単位/1日	1,197円	120円	240円	359円	/
事業所が送迎を行わない場合	-47単位/片道	-511円	-51円	-102円	-153円	/

- 当該指定通所リハビリテーションが法定代理受領以外のサービスである場合は償還払いとする。但し、その額は上記利用料金の10割とする。
- 短期集中個別リハビリテーション実施加算：退院日又は認定日から起算して3か月以内のご利用では、1回につき1,197円のうち1割り又は2割りをご負担いただきます。
- 費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して、事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。
- 指定通所リハビリテーションの利用者は、事業所の定める期日までに、利用料金等を現金又は金融機関口座振込等により、納付するものとする。